

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 7 月 14 日

月 曜 日

第 3788 号

目 次

公 告

- 平成26年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 1
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 2

公 告

平成26年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施
 消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成26年 7 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
平成26年10月1日(水) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成26年10月2日(木) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成26年10月21日(火) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消 火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成26年10月22日(水) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消 火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成26年10月28日(火) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成26年10月29日(水) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成26年10月30日(木) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館

4 受講手続

受講申請書を平成26年8月25日(月)から9月2日(火)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、一般財団法人富山県消防設備保守協会(富山市花園町四丁目5番20号)へ提出すること。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会(電話076-422-1135)又は富山県知事政策局消防課(電話076-441-4074)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年7月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター富山大広田店 富山市中田二丁目1番11 ほか

- 2 店舗を設置する者 株式会社カーマ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社カーマ
- 4 新設の日 平成27年3月1日
- 5 店舗面積の合計 4,988㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側ほか 125台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 B館建物南東側ほか 57台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A館建物内北東側 115㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A館建物内北東側 34.7㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前6時30分及び午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時～午後9時45分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 敷地南側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後7時
- 8 届出の日 平成26年7月3日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年7月14日から平成26年11月14日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

